海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（分離バラストタンク） **第十五条**　（略） ２　前項に規定するもののほか、分離バラストタンクは、水バラストの積込み及び排出のための管装置であつて、当該管装置の海洋への排出口が暴露甲板上又は最も深い喫水となるよう水バラストを積載した状態における喫水線より上方の船側に開口しているものを有するものでなければならない。ただし、施行規則第八条の十四第二号に規定する方法により水バラストを排出するための海洋への排出口については、この限りでない。 （油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成すべき船舶） **第三十四条**　法第七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百五十トン以上のタンカー及びタンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものであつて、次に掲げるもの以外のものとする。 一　推進機関を有しない船舶（国際航海に従事するものに限る。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの イ　油を積載していないこと。 ロ　油を使用し、又はスラッジを発生させる設備を設置していないこと。 ハ　燃料油タンク、潤滑油タンク、ビルジタンク又はスラッジタンクを設置していないこと。 ニ　人又は動物を搭載していないこと。 二　内航非自航船 三　係船中の船舶 ２　（略）	（分離バラストタンク） **第十五条**　（略） ２　前項に規定するもののほか、分離バラストタンクは、水バラストの積込み及び排出のための管装置であつて、当該管装置の海洋への排出口が暴露甲板上又は最も深い喫水となるよう水バラストを積載した状態における喫水線より上方の船側に開口しているものを有するものでなければならない。ただし、施行規則第八条の十三第二号に規定する方法により水バラストを排出するための海洋への排出口については、この限りでない。 （油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成すべき船舶） **第三十四条**　法第七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶は、総トン数百五十トン以上のタンカー及びタンカー以外の船舶で総トン数四百トン以上のものであつて、内航非自航船又は係船中の船舶以外のものとする。 （新設） （新設） ２　（略）

附　則

この省令は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。